

介護保険施設・事業所 代表者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長

(公 印 省 略)

介護保険施設・事業所における事故報告書（様式）について

このことについては、平成20年3月31日付け、長寿第1920号通知により運用していたところですが、令和3年3月19日付け（老高発0319第1号、老認発0319第1号及び老老発0319第1号）厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知に基づき、別添のとおりとしますので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

なお、主な留意事項は、次のとおりです。

記

- 1 事故発生の第1報は、少なくとも様式の1から6までの項目について可能な限り記入し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- 2 死亡に至った事故及び医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故については、原則として全て報告すること。
その他の事故については、長寿第1920号通知5（1）のとおりとすること。
- 3 当該取扱いは、令和3年8月1日以降の報告から適用とします。